

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

平成 26 年 4 月 1 日より消費税（国・地方）が 5 % から 8 % に、令和元年 10 月 1 日より 10% に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和 2 年度大船渡市一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 452,486 千円 |
| 2 上記 1 が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,547,469 千円 |

（単位：千円）

	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	1,010,916	760,075	77,820	173,021
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	102,669	17,311	26,481	58,877
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	68,410	9,236	18,358	40,816
	母子福祉費 (寡婦・寡夫医療費助成事業)	9,508	0	2,950	6,558
社会保険	介護保険事業	662,242	24,940	197,713	439,589
	国民健康保険事業	337,999	150,557	58,151	129,291
	後期高齢者医療事業	124,744	98,737	8,068	17,939
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	40,360	21,645	5,806	12,909
	予防費 (感染症予防事業)	87,517	6,441	25,153	55,923
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	103,104	0	31,986	71,118
合 計		2,547,469	1,088,942	452,486	1,006,041